

# 一般競争入札公告

社会福祉法人黎明会では下記の内容の入札に参加する業者を公募いたします。

1. 件名 社会福祉法人黎明会 有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷  
一時介護室見守りセンサー及びナースコール導入工事に係る入札
2. 場所 静岡県熱海市西熱海町1-24-1  
社会福祉法人黎明会 有料老人ホーム熱海ゆとりあの郷
3. 委託内容 詳細は別紙（仕様書）のとおり
4. 募集期間 令和4年1月12日(水)から令和4年1月21日(金)17時まで
5. 提出書類 ①入札参加申込書

②ナースコールシステム設備内容書（自由様式）

※ 募集期間中に下記の入札担当者まで提出してください。

（メール・FAX可）

## 入札担当者

社会福祉法人黎明会 法人本部 松本

TEL 042-346-6611（平日9:00-17:00）

FAX 042-345-5975

メール [matsumoto@reimeikai.or.jp](mailto:matsumoto@reimeikai.or.jp)

6. 現場説明会 上記募集期間中に随時実施致します。来訪にあたっては、施設担当者  
に事前連絡・調整を行ってください。

※ 施設連絡先 有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷

施設担当 総支配人 鈴木

電話番号 055-781-2322

7. 入札日時 令和4年2月4日(金) 13時30分

場所 東京都小平市小川町1-485

社会福祉法人黎明会 法人本部4階 黎明ホール

入札書は封筒に入れ、封をしてください。

封筒には入札参加者の方の名刺をクリップ留めしてください。

入札価格は消費税抜きで記載してください。

8. その他
- ・ 仕様書の内容に関する質問はFAXまたはメールでお願い致します。
  - ・ ナースコールシステム設備内容書に不備があった場合は、当該入札に参加できないことがありますので、予めご承知おきください。

## 9. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 東京都、神奈川県又は静岡県に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること
- (3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと
- (4) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること
  - ア：役員又は契約を締結する事務所の代表者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者
  - イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者
  - ウ：役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取り扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
  - カ：次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
    - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
    - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

## 10. 入札に関する説明事項

- (1) 入札の方法
  - ア：入札書は封筒に入れ、封をし、封書には入札参加者の方の名刺をクリップで留めること。
  - イ：入札価格は、「消費税抜き」で記載すること。
- (2) 入札の無効

本公告の示した入札参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 予定価格

入札に際しては、予定価格を設定する。

(4) 落札者の決定方法

ア：予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ：第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

ウ：入札執行回数は、3回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、第2号に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

エ：落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(5) 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(6) 公正な入札の確保

ア：入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ：入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ：入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

# 入札仕様書

工事名称 ゆとりあの郷一次介護室ナースコール等設備更新工事

施工場所 有料老人ホームゆとりあの郷

静岡県熱海市西熱海町1丁目24番1号

工 期 契約書締結日から令和4年3月31日 まで

- 一般事項
- ・ ナースコールシステム等の詳細については、仕様書に基づいて入念にかつ誠実に施工すること。
  - ・ ナースコールシステム各機器の設置、接続、配線工事、運用設定、試験、調整の一連を行うこと。
  - ・ 仕様書の誤記・記載漏れ、その他不明なことに起因すること、問題点・質疑については、その都度施設と協議すること。請負者の判断で行った事項に関して施設担当者から指摘を受けた場合、速やかに現状復旧すること。
  - ・ 施工期間中、入居者、利用者に対して十分に配慮すること。
  - ・ 不用となった機器の撤去・処分を行うこと。
  - ・ 不用撤去処分品は産業廃棄物としてマニフェストにより適正に請負者が処分すること。

## システム概要

### 1. ナースコールシステム概要

- ① 介護施設の業務の効率化を図り、迅速な対応を可能にするため、新設のナースコール設備は呼出時にスマートフォン又はタブレット端末等に接続され、居室と音声を確認できるシステムにすること。
- ② 夜間設定時の呼出しについては、呼出音量、通話音量を下げるができること。
- ③ 各居室のナースコール設備毎に音量調整が行えること。
- ④ 呼出履歴は直近の呼出しから過去50件以上参照できること。
- ⑤ 見守り機能を付加するために、各居室に夜間でも検知可能なセンサー機能を有するカメラを設置し、ナースコール呼出時・センサー発報時にスマートフォンもしくはタブレット端末等で居室の映像を確認できるシステムにすること。なお、カメラにセンサー機能が無い場合については、別途センサー機能を有する機器を設置することとしても構わない。
- ⑥ 各居室に設置するカメラは録画機能を有し、スマートフォン、タブレット端末等の方法で、その映像を確認できるシステムにすること。
- ⑦ ナースコールシステムの設置箇所は、B棟については1室2台を設置し、1階12室、2階8室の合計20室計40台を設置すること。また、各居室のトイレ計20箇所とデイルームのトイレ計2箇所には、ナースコールシステムに連動する緊急呼出ボタンを設置すること。
- ⑧ ナースコールシステムの親機については、デイルームに設置する1台は全床及びトイレの呼出状況が確認でき、モニター等によって録画映像等も確認できるようにすること。なお、B棟1階、2階の食堂については、モニター機能を有する機器（タブレット可）を設置して、少なくとも管理エリアの居室の映像確認ができるようにすること。

- ⑨ ナースコールシステムに連動するスマートフォンもしくはタブレット端末等については、施設担当者と事前協議の上で、必要台数が円滑に稼働するように設定すること。
- ⑩ 保守サポートについては、機器の故障時又はネットワーク障害時等には迅速に交換等の対応ができるようにすること。

## 工事概要

### 1. 工事条件

#### (1) 一般工事

- ① 請負者は工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、施設担当者の承認を得ること。  
施工計画書には、工事概要・実施工程表・現場組織・緊急体制に関する書類を添付すること。
- ② 工事の施工は、この仕様書に示されている機器及び装置等（以下「設備等」という。）が全てその機能を完全に発揮するよう誠実に行うものとする。
- ③ 工事の施工にあたっては、熟練した技術者等により設備等の本来の性能を十分発揮できるよう入念に行うとともに、調整については事業所から派遣されたものにより行うものとする。
- ④ 請負者は、事前に施設と十分な打合せを行い、工程管理に万全を期するものとする。
- ⑤ 既設設備等との接続にあたっては、損傷を与えないように行うものとし、損傷を与えた場合は速やかに当施設に連絡すると同時に請負者の負担において、修理または取り替えるものとする。
- ⑥ ナースコールシステムの既設設備よりの切替に伴う機能停止は、できるだけ短時間となるよう考慮し、事前に施設側の承諾を得るものとする。
- ⑦ 塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう施工するものとする。
- ⑧ 請負者は工事施工にあたり労働安全衛生法・建築業法等に定める工事に関する諸法令を遵守するとともに、工事の円滑な進捗を図るものとする。
- ⑨ 請負者は導入後の円滑な支援体制、障害発生などの緊急対応を円滑なものとするため、静岡県内に拠点を有すること。
- ⑩ 工事期間中は、既存親機と新設親機を併用し、長時間ナースコールが使用出来ない個所を発生させない事。（工事内容が、先行配線し機器本設置後の切替の場合は⑤ですが、既設設備との併用がある場合は、必要）
- ⑪ 工事は日中のみとし資材搬入ルートは限定する。また、騒音は極力抑え工事範囲の埃の散乱を防止委安全確保のため区画養生をすること。
- ⑫ その他詳細については、施設担当者の承諾を得るものとする。

#### (2) 据付工事

- ① 各ケーブルには、行き先・線種を明示するものとする。  
また、他の配線との誘導障害についても十分に考慮するものとする。

- ② 配線盤・端子盤等についても、行き先別に整然と整理し、将来の増設等の施工が容易になるよう配慮するものとする。
- ③ 機器設置には、地震等に落下破損に備え、耐震固定するものとする。

(3) 調整

- ① 設備等の単体調整完了後、総合試験を行い、現地試験成績書を施設担当者に提出するものとする。
- ② 機器設置・調整・切替にあたっては、施設の業務に支障を与えないこと。

以上